

## 令和3年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年6月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和3年6月10日(木) 午後3時27分

3 場所 消防署3階 研修室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

守安 淳市	前田 操	山田 隆正	池上 次男	小西 安彦
竹内 功次	大月 泉	高上 忠義	友野 伸樹	藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

11番委員 12番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

## 第2 会期の決定

### 第3 付議事件

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について

報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

## 9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

## 10 議事経過の概要

次のとおり

### 開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和3年第6回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が12名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、11番委員、12番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

## 【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それではまず、付議事件の審議に入る前に、審議中の意見がある場合の挙手の声、若しくは異議なしの声等、議事録の録音に残るようできるだけ大きい声で発声を皆さんお願いいたします。それでは始めさせていただきます。議案第26号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。すみません、議案の訂正がありました。事務局お願いいたします。

(主査) 議案第26号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてという事で、差し替えをお願いしておりました。ページは3ページです。7、8とあった後に9番山田の件、こちらの方を送付させていただいたんですけれども、今日お忘れの方はいらっしゃいませんか。よろしいですか。それと、取下げが2件ございました。4条6ページの5番真壁の件と、もう1件関連してという事ですけども13ページの33番、この2件が書類の不備等により取下げとなりましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

### 【受付番号4番】

(農地担当) それでは2ページ4番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) 総社市秦●●●●番地●，登記が畑，現況畑で現地をみましたが、畑のようになっておりました。渡し人が、●●県●●市の方なんです。受け人の方が●●市の方で●●さんで、面接をいたしました。電話でなんです、させていただきまし、この受人の方は秦地区に使用権設定で土地の耕作実績がございます。その耕作実績のある畑を見させていただきましたが、上手く農地として活用されているようでありました。また、農機具等に関しましては、その秦地区に身内の方がおられるんですが、その方の家に置かしていただいているというような形で、まあちょっと自宅からは遠いんですが、耕作実績もありますし別段問題無いと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは地元推進委員の池上委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(池上委員) 別に問題無いと思われしますので、よろしく審議の程申し上げます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(6番委員) 受け人の耕作面積、1反9畝、2反弱なんですけど、これは何も関係ないんでしょうか。3反とか4反とか。

(農地担当) 下限面積についてという事でございますね。事務局お願いいたします。

(主査) 受け人に関しましては●●市にも耕作をしておりますので、その実績も合わせて見ております。

(農地担当) ちょっと細かい数字はお待ちください。この議案書にございますのが総社市内での耕作

面積だと思われます。で、●●市のほうに、すぐ出ますかね。

(主査) 実際の面積ですが、自作地という事で2, 635平方メートルございます。●●市で証明が出ています。

(6番委員) はい、分かりました。

(農地担当) 他に何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

#### 【受付番号5番】

(農地担当) 続きまして5番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) 今回のこの案件ですが、沢山土地が、10筆ですかね。あつて、これ全部で7, 923平方メートルあります。その土地をですね、今回譲受人の●●●●さんが取得するというような事で、話がありました。地元の方も所有者が決まるという事で、まあ喜ぶというか、皆さんそんな、どうしてという事はありませんでした。まあそんな感じで譲受け人には問題がないと思います。ですから、地元としても所有者が決まったという事で●●さんの●●●●からですけど、車で言えば15分、20分で来れますので、問題は無いと思われまして審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは地元推進委員でございます竹内委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(竹内委員) 1番委員のご報告通りでございます。周辺の住民の方々とお話ししますと、あそこはどうなっとなだという事が再々出てたところではありますので、これで決裁されますと形がきちっと整いますのでみんな喜ぶと思しますので、よろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(3番委員) ちょっとよろしいですか。家族数が2になっておりまして、農業の耕作というのはどういう形でやられるんでしょうか。

(竹内委員) この畑をどうされるんですかとお聞きしたら、ご本人さんが果樹を植える予定だと回答がありました。

(3番委員) ●●さん、家族でやるという事ですか。

(竹内委員) はい。2人ですけど、果樹を植えてやると言われてました。

(3番委員) 農地の現況というのは更地になっとなですか。

(竹内委員) 更地ですね。ほとんど造成されて土が入った状態で、まあ土留はしてないですが、こう滑らかになって一面が2年前に造成して、今ならまだ草がそんなに伸びていないので、今

から1年，2年するともう草もかなり伸びるので，新しい所有者の方が決まって近隣の方も何かあっても言うて行く所があるという事で，喜ぶという事ではないですけど，反対する人はいないです。

(3番委員) はい，分かりました。

(6番委員) 本人は2人だけでこんな7反も8反のものは，金があるから人を雇えば出来るんだろけれど，どうされるのかなあと思って。仕事の出来る，百姓の仕事は出来るいう事ですね。その辺はもう皆さん，ご了解のうちで。

(竹内委員) 機械とか●●の関係とかで色々な物を持っていると思いますので，ちゃんと良いようにしてくれると思っていますので。

(農地担当) ちなみに申請書のほうは，奥さんとご本人の2分の2という事であがって来ております。他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，5番は許可されました。

#### 【受付番号6番】

(農地担当) 続きまして6番，日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この●●さんは，前々から●●さんの土地を扱ってござりまして，3条議案で買うという事で，非常に日羽の地区が荒れとる所ですけど荒廢地を本当に作物が出来るような形になっておりました。詳細につきましては大月委員の方から説明をお願いいたします。

(農地担当) それでは大月推進委員，お願いいたします。

(大月委員) 先程2番委員の説明がありましたように，この農地，今までは●●さんがお父さんの土地で耕作してまして，買受が出来ない状態だったんですが，これを買う前に申請を出しましてオッケーいただいて，2，000平方メートル以上という事で，この度荒れておりました桑畑になっておりましたが，1，2名で開拓しまして今後そこで畑が出来るように季節の野菜を作るという事で，トラクターなんかも大型を1台持っていますし，今までずっと稲作をやったので周りの農地，その辺の配慮も十分できとると思いますので，よろしくご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(大月委員) 売買が出来る条件は。

(次長) 2，000平方メートルです。日羽地区。

(大月委員) 2反以上じゃないと出来ない言う事で，今までお父さんがやっていたところと一緒にやっていたんですが，その土地を引受けて今回売買が出来るようにしたという事です。

- (6番委員) 分かりました。
- (農地担当) 他にご質問等ございましたらお願いいたします。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

#### 【受付番号7番】

- (農地担当) 続きまして7番、下倉の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この●●●●さんは、●●さんにどうしても買っていただきたいというような事で、下倉になってますけど槻という所でここが荒れてはいけないなあという、非常に良い所で5畝程しかないんですけど、●●さんが農業をやりますという事で、地元としたら非常に助かってます。詳細につきましては高上委員からお願いいたします。
- (農地担当) それでは高上推進委員、お願いいたします。
- (高上委員) 今2番委員が言われた通りなんですけど、田んぼの面積が非常に少なく、5畝ちょっと増えたい事ですが、作業の方は委託がほとんどです。草刈り、水の管理は自分でするけど、あと大きな事は作業委託に出しとる言う事です。以上です。よろしくお願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

#### 【受付番号8番】

- (農地担当) 続きまして8番、岡谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (9番委員) ここはこの間からずっとよく出ている地区というか場所でございます。ポロポロと家があるんですけど、その中にちょっと入った所、300メートル程行ってちょっと南に入った所に受け人の●●さんの家があります。そのちょうど西に当たる土地でございます。今回の所は。そういう事で、私から見ても何ら問題無いと。それから、渡し人も●●の方からわざわざ来て、管理しにくいという意見もありました。そういう事から、ちょうどいいのかなあというふうに思いますが、詳細については推進委員の友野委員にお願いしてしますので、よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは友野推進委員，お願いいたします。

(友野委員) この8番の案件につきましてご説明申し上げます。先程9番委員からもご説明がありましたように，申請地は譲受け人の自宅西側にある農地でございます。譲渡し人の父親が8年ほど前に亡くなり相続した農地ですが，譲渡し人は●●に居住しており，加えて会社員という事で農業をしておらず，年2回ほど下草を刈る程度です。また，申請地の南側には譲受け人が耕作している農地が2筆あることから，今回の売買の話になったものです。農機具はこの春にですね，買い替えたトラクターや田植え機，コンバイン，軽トラ等を一式所有されております。申請地に果樹が一部植え付けされており，少し耕作するには労力がかかりますが，自宅の隣地でもあり，管理は今後十分できるものと思われま。譲受け人の状況は，水稻，野菜を栽培されておりますが，トラクターでの耕作とか田植え後の水管理等は大変几帳面に行う方です。以上から，地元としては特に問題無いと考えております。ご審議の程お願いいたします。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，8番は許可されました。

#### 【受付番号9番】

(農地担当) 続きまして9番，山田の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) 譲渡し人は女性です。●●●●さんといいますけど，跡継ぎの息子さんが足が不自由で，耕作できないような状態です。山田地区外の知り合いの人に耕作してもらっていましたが，農機具店の人に毎回運搬してもらい耕作していました。運搬費もかなりかかりますので，耕作をやめることになりましたので，譲渡しする田はパイプ灌水が設置されていたので水田を耕作するには大変楽に水が入ります。東と北に隣接する田がありますが，ごく一般的な水稻を作付けしているもので，特に問題はありません。この●●さんと●●さんは，同級生なので，それで今●●さんから内々に山田営農の方にそこを作ってもらえませんか言うようなのは聞いていますから，特に問題無いと思います。ご審議お願いします。

(農地担当) それでは地元推進委員でございます東委員，補足がございましたらお願いいたします。

(東委員) 今7番委員が言われた通りです。よろしくご審議お願いいたします。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見等ございませんでしょうか。

(11番委員) 1点よろしいですか。譲渡理由のところ●●●●になっていますが，何か事情があったんでしょうか。

(次長) その件につきまして、●●●●となっているんですが、実はこの土地がですね、●●●●さんの●●に入っていて、その●●の中にこういった条項が入っていて、それに該当したという事で●●●●という事になっております。

(11番委員) はい、分かりました・

(農地担当) 他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、9番は許可されました。以上で議案第26号の審議は全て終了いたしました。

### **【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) 続きまして議案第27号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

#### **【受付番号1番, 2番, 3番】**

(農地担当) それではまず4条の申請ですが、5ページ1番から3番、3件とも井手の件ですが、関連案件でございますので、一括審議とさせていただきます。それでは5ページ1番、2番、3番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 去る6月7日におきまして、2番委員、9番委員、推進委員の前田、武田両名と私、事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。それで今の1、2、3の案件につきましてご説明させていただきます。1につきましてでございますが、北は宅地、東はその方の出入り口、南は道路、西が田というような状況でございます。この土地には既に農舎が建っております。以上です。それから、引続き2についてでございます。2につきましては、北が宅地、東が田、南が道路、西が宅地。この土地につきましても地上げをなされて整地されております。3番につきましては、道路側の関係についての宅地の関係であります。以上です。

(15番委員) それでは地元委員からの説明をいたします。この3件の4条申請の農地でございますが、まず1番の案件からでございますが、先程現地調査の報告にもございましたように、農業用倉庫が転用目的となっておりますが、是正案件でございます。既に倉庫がございまして、今回それを正すような申請になっております。で、続く2番、3番でございますが、



この辺り、ご存知の方はよく分かると思うんですが、道が非常に細い。入りこんでおる状況でございます、この1番の申請農地の西から北へ回り込むような形で集落の外接する様な市道の工事が今されております。で、その市道の整備の関係で、道路に転用して、その後整備後に寄付をする。市へ、という形の案件となっております。ちなみにその案件の絡みで、1番の倉庫がまだ転用していないという事も判明したようでございます。で、2番につきましても舗装はされておりませんが道として使用されていたような状況でございます。3番に関しましては、現状農地でございます、ただ、市道整備の拡幅のために抛出する農地となります。回遊がしやすい状況にもなりますし、現状そこを道路としたところで、周辺営農上全く問題は無いと捉えておりますので、地元としては問題無いと考えております。よろしくご検討の程よろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 1番についてですが、ご報告にもありましたとおり、既に農業用倉庫が建設されておるという状況でございます。今回始末書の方も提出されております。1から3までで、農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。1番、2番、3番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号4番】

(農地担当) 続きまして4番、上原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 4番の件につきまして、北は田でございます。東は道路、南も道路、西は田と宅地になっております。現在この関係につきましても、もう変更が出ているというような事で地上げをされております。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) 先程現地調査の報告にありました通りなんですが、この土地、申請人は●●さんで●●さんの土地でございます。地図の方を見ただけですと、住宅が建っておるのが●●●番、それから右側に畑となっておりますけれども、ここは進入路として使われておりまして、現実にはこの度の申請地というのはですね、申請人の父親、もう亡くなっておられま

すけれども、その方が申請地に建物を建てておりました、現在2棟、蔵と物置というふう  
に仰っておりましたが、2つの建物が北側。宅地の北側に建てております。それが建て  
られたのがもう30年ぐらいになるという事でございます。すぐ北にあたるところですが、  
これが元々父親名義であったもの、今は相続をされておりますけれども、その方の土  
地でありましたので、許可なく宅地を拡張したというような形になったものという事でご  
ございました。現地はそういう事で建物があり、また進入路として使っておるところ  
でございます。周囲はコンクリート擁壁、ブロックの部分もありますが、そういうもので  
囲まれておりますので土砂の流出等もございませんし、分筆の元地ですけれども、ここは  
現在は作付けされていないような状況でございました。仮に作付けをすとしても、東側の  
水路がありますのでそちらから用水を取り込むことは可能という事ですが、恐らくそうい  
う事にはならないものと思われまして、これ余談ですけれども、東側に水路、道路とい  
うのが並んでありますが、これは現地の方は逆転しておりました、まあ元々はこの地図の  
通りだったようですけれども、現実には道路、水路を付け替えて、今位置が逆になってお  
ります。という事で、周囲には何ら影響は無いというふうに思っております。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます小西委員、補足がございましたらお願いいたします。

(小西委員) 境界は一部ブロック、それからコンクリートでしっかりと擁壁がなされておりますので、  
土砂等の流出は水田には無いものと思われまして、よろしく申し上げます、

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件につきまして、ご報告にもありましたように既に建物が建設されておるとい  
う状況でありまして、今回始末書も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農  
地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地  
と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。4番を許可するこ  
とにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。以上で議案第27号の審議は全て終了いたしま  
した。

#### **【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) 続きまして議案第28号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号17番】

(農地担当) それでは8ページ17番、井手の件でございますが、13ページの16番同じく井手、使用貸借の関係でございます。これと関連ございますので、8ページ17番、13ページ16番これらを一括審議とさせていただきます。それでは8ページ17番、13ページ16番共に井手の件、これらにつきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 8ページ17番と13ページ16番の関係でございます。これにつきまして、東に道路があります。そして北は田、南は田、西も田という事でございます。以上でございます。

(15番委員) それでは地元委員からの説明をいたします。当該農地でございますが、●●●●より東南の方に100メートル程行った所にあります。数カ月前に道路拡幅の申請が出た隣地でございます。周辺は、どんどん市街地化しておりまして、その辺で残っているような田んぼでございます。で、まず8ページ17番の方でございますが、現状は耕作はされておらず、保全管理のみされている水田でございます。周辺の宅地化が進んでおりまして、周辺への影響は無いものと考えておりますし、隣接する農地等は、渡し人の自作地でございます。また、付随いたします使用貸借の方、13ページの16番でございますが、進入路に使う隅切りのな地面でございますので、実質案件分かれておりますが、宅地の一体利用といったところでございます。どんどん市街地化が進んでおる地域でもございますし、周辺の営農上問題の無いものと考えておりますので、地元としては問題無しと捉えております。よろしくご検討の程お願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。8ページ17番及び13ページ16番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号18番】

(農地担当) 続きまして18番, 井手の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 18番につきましては, 今の17番より北へ3つ目の角の土地になってくると言うような状況でございます。北には道路, 西は道路, 東は宅地, 南は田というような状況の土地でございます。以上です。

(15番委員) それでは, 地元委員からの説明をいたします。先程ございました17番の農地の只今現地調査の報告にもありましたように, すぐ3枚ほど北の農地になります。周辺状況としては全く同じように, 市街地化が進んでおる中の残された農地という形でございます。当該農地といたしましては, 残された農地の中でもさらに端に面する所でございます。ここから残された農地が段々と宅地化していくかなという位置でございます。この農地も現状耕作はされておらずに保全管理のみという状況でございます。今回転用されましても何ら問題無いものと捉えておりますので, よろしくご検討の程お願いいたします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 市街地化区域に近接し, 市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で, 諮問はいたしません。それでは採決いたします。18番, を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 18番は許可されました。

【受付番号19番】

(農地担当) 続きまして19番, 美袋の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この土地につきましては, 北が道路, 南が駐車場と宅地, それから西が畑と, 東におきましては角に墓地と道路というような状況でございます。ただ, ●●●●●●の土地には, 西の端に既存で倉庫が建っております。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この件は, 前の地主さんが倉庫を既に建ててまあ, 30年か40年か経っております。そして, 駐車場にしても近隣に与える影響は無いと思います。詳細につきましては, 大月委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます大月委員お願いいたします。

(大月委員) 先程2番委員からもありましたように、持ち人さんが3名いらっしゃいまして、露天駐車場にするという事で申請が出ております。図面が8-19の所にありますように、北側に水路とか道路があります。それから東の角にはお墓、それで一応西にお母さんが建てられた倉庫があるんですが、それも取り払うという事で、始末書がこの倉庫に関しては出ております。ですから露天駐車場にされても盛土、排水その辺で土砂の流出等は無いですと思います。よろしくご審議お願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件につきましては、ご報告にもありましたように、既に物置が建設されております。今回始末書も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。19番、を許可することに異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

(農地担当) 続きまして20番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この案件につきましては、東が道路と宅地、南も道路、西は宅地で北につきましては今のこれ、分筆されたと思います。そういう関係で少し離れた所において、倉庫が建っているというような状況で、その申請地との間には草が生えておるといような状況です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は●●●から西へ250メートル、●●●の北側50メートルの位置にあります。あとは前田さんお願いします。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます前田委員、お願いいたします。

(前田委員) 周辺の状況は今4番委員が言われた通りで、現地確認を行っております。この隣接地には水田も無く、用水については問題ありません。排水につきましても、申請地からの生活雑排水について合併浄化槽に接続し、処理水と雨水は宅地内に設けた柵に集め、その後道路側溝へ放流すると。土砂はいったん柵で沈殿させて直接は流出させないと。日照・通風ですがこの申請地は住宅用地であって、高さが6.1メートル程度の建物です。北側、西

側に農地がありますが、日照・通風に極力支障が無いように留意します。土砂の流出につきましても、隣接地との境界部分はブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにいたします。総合判定で特に問題無いと思います。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

#### 【受付番号21番】

(農地担当) 続きまして21番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この案件につきましては、北が道でありまして、その奥に田があります。東に置きましたは材料置場というふうな状況になっております。南は田で、西におきましては防護用に木が植えてあってその隣は田であります。それから今の西の角の北側が宅地というような状況でございます。以上です。

(15番委員) それでは地元委員からの説明をいたします。周辺状況といたしましては、只今現地調査の報告もございました通りでございます。今回の転用におきまして、隣接する農地は全て渡し人の自作田でございます。さらに、当該農地自体は保全管理という状況でございます。また、転用後の住宅でございますが、平屋建てという事で周辺の日照等の影響も起こりにくいと思われまして、周辺農地、宅地、道路等と色々混在している広がり無いエリアでもございます。今回転用いたしましても、水系共に影響はないものと地元としては考えておりますので、ご検討の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

#### 【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この案件につきましては、北側が道路、それから東側が宅地、西側におきましては雑種地の関係になっております。南側は宅地というような状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は残地が無いため必要ありません。排水につきましては、申請地の北東に沈殿柵付き宅内集水柵を設け、土砂等除去いたし、北側市道の既存側溝へ放流します。生活雑排水については、規定の合併浄化槽を設置し接続するもので、直接既存の排水路に流入しないように留意します。日照・通風ですが、予定建築物は木造平屋建ての一般住宅で、最高4.86メートル程度のものです。周囲には農地はありませんが、日照・通風に極力支障が無いよう留意するものです。土砂流出等につきましては、申請地の東側及び南側は宅地になっています。過去に露天駐車場として利用した土地で、現在一部畑として利用しています。現在転用地は畑の法面として利用しています。隣接地へ土砂流出しないよう、構造上安全な鉄筋コンクリート擁壁を設置するもので、土砂流出、堆積、崩壊など無いよう留意します。総合判断としまして、隣接地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

#### 【受付番号24番】

(農地担当) 続きまして24番, 真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この農地につきましては, 東から北に向けては道路というような状況です。西におきましては宅地, 南におきましては宅地というような状況でございます。申請地につきましては, 地上げをされとるというような状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) 場所は●●●●●の東側に位置しています。周辺の現況は今説明があった通りで, 隣接する農地というものは特にございません。用水については支障はありません。排水は, 雨水は側溝へ接続し, 生活雑排水は公共下水道へ接続します。日照・通風については特に問題ありません。土砂流出等については, 隣接地境界にブロック土留を設置し, 土砂が流出しないようにします。総合判断として, 特に問題無いと判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 概ね500メートル以内に2以上の医療施設, 公共施設がある農地という事で, 第3種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員) すいません, ちょっと教えてください。これ40平方メートルなんですね。で, 建てるのは63.76平方メートルということなんですけど, 2階建てにすれば問題無いと。こんなに狭くて建てれるのかなと。

(主査) その南側の●●●●●に宅地があるんですけども, ここと一体で使うという事です。

(6番委員) はい, 分かりました。

(農地担当) 他に何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で, 諮問はいたしません。それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 24番は許可されました。

#### 【受付番号25番】

(農地担当) 続きまして25番, 南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この農地につきましては, 北が道路, 東が宅地, 南も宅地, それから西が田というよう



な状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は西側が畑で用水は必要ありません。排水は、申請地の雨水は沈殿柵を設け北側側溝に接続します。生活雑排水は合併浄化槽に接続し、直接市道側溝に流入しないようにします。土砂は沈殿柵に流入するようにし、隣接地及び水路に直接流入しないようにします。日照・通風につきまして、予定建築物は木造2階建てで全高8メートル程度のもので、西側に隣接農地がありますが、境界から1メートル以上離れた位置に建築し、日照・通風に支障が無いように留意します。土砂の流出等につきましては、敷地境界沿いにコンクリートブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして、隣接農地に影響は無いものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

#### 【受付番号26番・27番・28番】

(農地担当) 続きまして10ページ26番、久米の件でございますが、後に続きます27番、28番同じく久米の案件。これらと関連ございますので、一括審議とさせていただきます。それでは26番から28番、これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この26、27、28番におきまして、北におきまして畑、東におきましては畑と田、それから南におきましては道路、西におきましては宅地になっているというような状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) ナンバー26、27につきましては、住宅開発が進んでおります●●●●に立地しておる農地であります。地元の方では特段問題は無いというふうな事を聞いております。詳しくは地元推進委員の山田委員さんからお願いをしたいと思います。28番につきましては、越境確定測量というやつがありまして、そこで敷地が越境していることが判明をいたしま

して、その是正処理のための申請に至ったものであります。これも詳しくは山田委員さんからお願いいたします。以上です。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます山田委員、お願いいたします。

(山田委員) 26番と27番につきまして、譲受け人が住宅建築のためにそれぞれの所有者から取得しようとするものであります。それから、28番につきましては、30年前の平成2年に分家住宅を建てておまして、その時に測量をしておたはずなんですが、現在の確定測量をしたところ、現況と公図の相違が出て来たという事で、利用状況に合わせてこれを適正に処理するために、今回申請が出ております。それぞれ説明申し上げますと、26番につきましては東が田と畑、西が宅地、南が道路。まあいわゆる農免道と宅地。北が畑でございます。用水につきましては、北側の用水路がありまして、この1枚東の田んぼを経由して取り入れる訳でございます。しかも譲渡し人の田んぼしか残っておりませんので、特段の支障は無いものと思われまして、排水につきましては合併浄化槽、雨水は沈殿柵を経由して側溝へ接続します。日照・通風につきましては、高さ7メートル程度の建物でございます。特段の支障は無いという事でございます。土砂の流出防護につきましては、境界部分に土留ブロック壁を設置するので支障は無いという事でございまして、周辺農地には支障は無いと思われまして、同じことになるんですが、27番につきましても同様でございます。ただ、28番につきましては、もう既に造成が済んでおりますので、先程申し上げましたように、まあこれを修正する時に転用申請して地目も変えようと言う事でございます。で、建物もございませぬし、既に境界部分にはコンクリート擁壁をしており、そういう事から今回につきましては支障は無いと考えられますのでよろしくお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 28番の案件につきましては、報告にありました通り既に擁壁、建築物が建設されており、今回始末書も提出されております。26番、27番、28番の農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。26番、27番、28番、ともに久米の件ですが、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当) 続きまして30番, 上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) この30番につきまして, 北が道路, 東が宅地, 南が田, 西が宅地というような状況の土地になります。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この件につきましては, 守安委員から問題はないという報告がありました。場所については現在宅地化が進んでいる所です。詳細につきましては, 守安委員から説明しますので, よろしくをお願いいたします。以上です。

(農地担当) それでは, 地元推進委員でございます守安委員, お願いいたします。

(守安委員) 調査は6月5日にさせていただきました。先程言われましたように東が宅地, 西が宅地, 南が田んぼ, 北が道路になっています。用水ですが, 道路の北側でございますので, 用水は問題無いと思われます。排水については, 申請地への雨水は擁壁内周に沈殿柵を設け, 既存道路側溝に接続します。生活雑排水については, 合併浄化槽に接続し, 直接既存の排水路に流入しないよう留意します。日照・通風ですが, 予定建築物は木造平屋建てで全高6m程度のものです。南側に隣接農地がありますが, 南側農地の日照・通風に支障が極力ないように留意しますという事です。土砂の流出ですが, 申請地と隣接地の境界部分にはコンクリートブロック擁壁を設置し, 盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないように留意します。また, 申請地の土砂は沈殿柵に流入するようにし, 隣接地及び水路に直接流入しないようにするという事です。その他として, 造成地は土ぼこりが飛散しないように留意します。また, コンクリートブロック擁壁施工後には, 農地を原状復旧するようにいたします。という事で, 総合判断的に問題無いと思われますので, 審議の程よろしくお願ひします。以上です。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種農地, 第1種農地, 第2種農地, 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で, 諮問はいたしません。それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 30番は許可されました。

【受付番号31番・32番】

(農地担当) 続きまして31番, 南溝手の件でございますが, 13ページの32番。同じく南溝手の件, 使用貸借でございます。これに関連ございますので一括審議とさせていただきます。それでは11ページ31番, それから13ページ32番, とともに南溝手の件これらにつきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 11の31それから13の32の関係につきましてですが, これにつきましては東から北へ向けて水路と畦道があります。それから東側におきましては田, 南も田, 西におきましては水路というような状況です。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水につきましては, 残地の南溝手●●●●●への用水は, 北東に用水口があります。排水につきまして, 申請地への雨水は擁壁内周に沈殿柵を設け, 既存道路側溝へ接続します。土砂は沈殿柵に流入するようにし, 隣接地及び水路に直接流入しないように留意します。生活雑排水については合併浄化槽に接続し, 直接既存の排水路に流入しないよう留意します。日照・通風につきまして, 予定建築物は木造2階建てで全高7m程度のものです。北側の農地の日照・通風に支障が極力無いよう留意します。土砂流出等につきましては, 申請地と隣接地との境界部分にはコンクリートブロック擁壁を設置し, 盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして, 隣接地に影響は無いものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種農地, 第1種農地, 第2種農地, 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) これらの件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で, 諮問はいたしません。それでは採決いたします。11ページ31番及び13ページ32番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, これらは許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当) 続きまして12ページ15番, 金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 15番におきましては、北が宅地、また、東が宅地のその東側に道路というような状況でございます。南におきましては、道路に川というような状況でございます。西におきましては雑種地というような状況でございます。この申請地におきましては、今現在既に埋立がされております。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は、田んぼから残土置き場、資材置場にするため用水は必要ありません。排水につきましては、排水は勾配をつける事で周囲の水路に排水します。生活雑排水はありません。日照・通風につきましては、周囲に農地はありませんが、隣接地に日照・通風に支障が極力無いように留意します。土砂流出等につきましては、外周は法面にし、周囲に土砂が崩壊しないようにします。総合判断としまして、隣接地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件につきましては、既に資材置場として造成がされております。今回始末書も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、15番は許可されました。

#### 【受付番号23番】

(農地担当) 続きまして13ページ23番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 23番の関係におきましては、北が田、また、東も田。南におきましては道路、西におきましては道路というような状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は、●●●●の北約200メートルの位置にあります。詳細につきましては前田委員の方からお願いします。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます前田委員、お願いいたします。

(前田委員) 周辺の状況ですが、先程言われました東が田なんですが、今のところ何も耕作されていないというような状況です。用水につきましても隣接地に水田は無く、問題はありません。

排水につきましても、申請地からの生活雑排水につきましてもは合併浄化槽で接続し、その処理水と雨水は宅地内に設けた柵に集め、その後道路側溝へ放流します。土砂は柵へ一旦沈殿させて、直接流れ出ないように留意します。日照・通風ですが、申請地の用途は住宅用地であり、高さが約8メートル弱の建築物です。北側に農地がありますが、先程申し上げたとおり、作っていないので日照・通風に極力支障が無いように留意します。土砂の流出につきましては、申請地と隣接地の境界部分をブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないように留意します。総合判断で、特に問題ありません。よろしくご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。23番を許可することに異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

#### 【受付番号29番】

(農地担当) 続きまして29番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 29番につきましてでございますが、北は宅地、それから東は宅地の車庫というような状況。その東へ道路。南は●●●というような状況でございまして、西は宅地というような状況でございます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) ちょっと確認したいんですけど、委員会の方からいただいた資料を見ると、申請地はどちらも登記簿も現況も田になってるんですけど、この資料は畑になってるんですけど、どっちが正しいのかなあと。実際は、現況は畑になつとると思うんですけど、この自分が出している申請書には田になって水稻が420キロってというような形のものが記載されてるんですけど、まあ先程現地調査でも話がありましたようにほとんど自分の身内のものです。になりますし、色々この計画書を見ても何ら問題になるような点は無いと思いますんで、詳細につきましては藤井委員の方からご説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます藤井委員、お願いいたします。

(藤井委員) 先程の件ですが、現状がすぐ北側に親の住宅があります。その家庭菜園的に利用されていたものと思われます。先程現地調査の報告で言われたように、北側に親の車庫があり、南側が宅地です。フェンスもそこにはあります。西側が畑で違う方が作られています。その南西、北側には全てに水路が設置されております。雨水については、敷地内にフリューム管を設置し集水桝から水路に排水する予定です。汚水については汚水桝を設置し、下水道に接続する予定です。建物については2階建てで最高の高さが7.5メートル程度で西側農地からできるだけ離して東側に配置し、農地への日照・通風に配慮しております。総合的に見て問題は無いかと思われます。で、先程6番委員さんが言われていた申請書の現況が田となっておりますが、本人申請のものはこれが田と現況となっておりますが、こちらの29番にあるものは現況が畑となっておりますので、現状は畑が良いのではなかろうかと思われます。以上です。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。それから地目についてですが、登記上は田、それから現況地目という事で、こちらとしては畑というふうに判断しております。

(6番委員) すいません。私が申しましたのは、申請書には畑となっているんで、その辺はお認めになったのかなと思って。中身は確認されたのかなと。それをお聞きしただけです。

(15番委員) 実際現況は畑ですよ。

(6番委員) はい。そう思います。

(15番委員) 皆さんお手元に申請書が無いので、ご存じないと思いますが、申請書の方は登記に合わせて田で、利用状況が水稻、収量10アール当たり420キロというもので申請がなされておるので整合性がおかしいんじゃないかという話ですよ。

(6番委員) はい。

(農地担当) どうしましょう。

(6番委員) いや、もう結構です。

(次長) 実際現況は畑です。

(農地担当) 直してもらいましょうか。

(次長) はい。

(農地担当) では、申請書のここを直して、その直しをもって許可をするという事にさせていただきます。他にこの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) 農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員) 必要なし。

(農地担当) 必要なしという事で、諮問はいたしません。それでは採決いたします。29番を許可する

ことにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、29番は許可されました。ただし、只今話がございました申請書の訂正をお願いして訂正していただいた上で、許可とさせていただきます。以上で議案第28号の審議は全て終了いたしました。

### 【議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について】

(農地担当) 続きまして議案第29号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(次長) 【議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読】

#### 【受付番号1番・2番】

(農地担当)

只今事務局の説明にございましたように、3月総会にて許可されたものでございます。ただ、●●●●●が●●●●●だったものを●●●●●に変更との申請でございます。それ以外は何も変わらないという事でございますので、いかがいたしましょうか。この件につきまして、何かご意見ございましたらお願いいたします。

(委員) なし。

(農地担当) これは地区的に南溝手でございますが、4番委員特に問題等はないでしょうか。よろしいですか。

(4番委員) 特に問題ありません。

(農地担当) では、他に何もご質問等ございませんでしたら●●●●●のみの変更という事で、この申請書の原案通り変更を承認とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは原案通り承認といたします。

### 【報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第20号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第20号 報告書について朗読】



## 【報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第21号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第21号 報告書について朗読】

## 【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。合意解約及び適用外等でございます。お目通しください。以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が6件、4条関係が4件、5条関係が18件ございました。また、農地転用事業計画変更承認について原案通り承認いたしました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

## 【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。次に、日程第4、その他に入ります。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、私から委員の皆様へご報告いたします。お手元にお配りいたしております資料をご覧ください。第3回の総会の時に、委員の皆様に対し、運営委員会で活動計画等を作成するにあたり、意見等があれば運営委員会の委員に意見等をお願いしておりましたが、委員の皆様から意見等はありませんでした。活動計画等を作成に当たり、5月10日に運営委員会を開催し、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を運営委員会で作成しましたことをご報告いたします。では、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、事務局から説明をお願いいたします。

(主任) 【「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について説明】

(会長) 委員の方からご意見等はありませんか。

(委員) なし。

(会長) それではお諮りいたします。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、報告の通り決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、報告の通り決定いたしました。続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、事務局から説明願います。

(主任) 【「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」 説明】

(会長) 委員の方からご意見等はありませんか。

(委員) なし。

(会長) それではお諮りいたします。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、報告の通り決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、報告の通り決定いたしました。なおこの後、活動計画等は総社市のホームページで掲載をいたします。続きまして、総社市都市計画審議会委員の推薦についてを提出いただきます。令和3年5月24日付けで、総社市長片岡聡一から総社市都市計画審議委員会の委員の推薦依頼が農業委員会にありました。これにより、農業委員会の中から1名を推薦しようとするものです。なお、任期につきましては令和5年5月31日までであります。まず、総社市都市計画審議会委員会についてのご説明をさせていただきます。総社市都市計画審議会委員会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、設置されているものです。この審議の目的は、都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うものであります。この審議会の委員は、学識経験を有する者、市議会の議員、関係行政機関の職員、市民の19人以内で構成されております。総社市農業委員会からは、令和2年の農業委員会の改選後、令和2年7月20日から令和3年5月31日までの任期で、8番委員を推薦しておりました。都市計画審議会委員会の推薦者であります。いかがいたしましょうか。

(10番委員) 引続き、8番委員によりしくお願いしたいと思います。

(会長) 他には無いでしょうか。

(委員) なし。

(会長) 只今ご意見のありました8番委員を総社市都市計画審議会委員会の委員に推薦することにご異議ありませんか。

(委員) なし。

(会長) 異議なしと認め、総社市都市計画審議会委員に8番委員を推薦することに決定いたしました。他に委員の方から報告等はありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後3時26分**